

改正案	現行
<p>（承継の協議又は承認の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 その他知事が必要と認める書類</p> <p>3〇6（略）</p> <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十七条 条例第十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一の九（略）</p> <p>十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する<u>工作物</u>（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。</p> <p>十一の十一・十一の十二（略）</p> <p>十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除若しくは当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置すること。</p> <p>十一の十四（略）</p> <p>十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>十二〇二十四の十一（略）</p>	<p>（承継の協議又は承認の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3〇6（略）</p> <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十七条 条例第十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一の九（略）</p> <p>十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する<u>設備</u>を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。</p> <p>十一の十一・十一の十二（略）</p> <p>十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。</p> <p>十一の十四（略）</p> <p>十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>十二〇二十四の十一（略）</p>

二十四の十二 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること（正当な理由がなくて行う場合を除く。）。

二十四の十三・二十四の十四 （略）

二十四の十五 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十四の十六 （略）

二十四の十六の二 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十四の十七〜二十七の二十八 （略）

二十七の二十九 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

二十七の三十〜二十七の三十五 （略）

二十七の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項に規定する実施計画に従つて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十八から三十一まで 削除

三十二・三十三 （略）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書の様式等）

第二十条の五 （略）

2 （略）

二十四の十二 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

二十四の十三・二十四の十四 （略）

二十四の十五 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十四の十六 （略）

二十四の十六の二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十四の十七〜二十七の二十八 （略）

二十七の二十九 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

二十七の三十〜二十七の三十五 （略）

二十七の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十八から三十一まで 削除

三十二・三十三 （略）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書の様式等）

第二十条の五 （略）

2 （略）

3 条例第三十三条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二・三 (略)

3 条例第三十三条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二・三 (略)